

# フランジ継手に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 N 編  
鋼船規則検査要領 N 編

## 改正事項

フランジ継手に関する事項

## 改正理由

現行の鋼船規則 N 編においては、規定されるフランジ継手の使用要件に関して、突合せ、差込み、ソケットの 3 種類の溶接継手に対しそれぞれ使用条件が定められている。しかしながら、差込み溶接及びソケット溶接においては、同じ用語でも製造所及び造船所等により定められる溶接様式が異なっている場合があり、使用条件の解釈に相違が生じる可能性がある。

今般、規定される差込み溶接形フランジ及びソケット溶接形フランジの溶接様式を明確にするよう関連規定を改めた。

## 改正内容

差込み溶接形フランジ及びソケット溶接形フランジの形状及び溶接方法を明記した。